

一般社団法人日本Q A研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本QA研究会と称し、英文名を、Japan Society of Quality Assurance（略称：JSQA）とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、医薬品、農薬、化学物質、食品、医療機器、動物用医薬品、飼料添加物等における品質及び信頼性保証に係わる業務を行う者の知識及び技術レベルの向上、発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 品質及び信頼性保証に関する研究
- (2) 収集情報、研究成果に基づく資料等の発行
- (3) 研究会、講習会等の開催
- (4) 関係官庁、関係団体との交流
- (5) 関係行政機関からの情報収集と会員への情報提供
- (6) 海外関連機関との交流及び海外情報の収集と会員への情報提供
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事項

(公告方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 この法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 社員及び会員

(種別)

第7条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 法人会員

賛助会費を納入した法人に所属する者。法人会員は以下の区分の会員とする

① 法人代表会員

法人が賛助会費を納入した部会・特別部会ごとに、法人から選出された1名

② 法人一般会員

賛助会費を納入した法人に所属する会員のうち法人代表会員以外の者

(2) 個人会員

次の①又は②に該当する者

①法人会員になることが困難な大学・医療機関に専ら所属している者

②本会の元会員で法人に所属していない者

(3) 特別会員

本会の活動に功績のあった者で、本会の活動について助言を求め、理事会の議を経て会長が委嘱した者

(4) 名誉会員

本会の発展に特に功績のあった者で、理事会により推薦され、総会で承認された者

(5) 支援会員

会員活動を通じて本会の活動への助言、支援を得るため、理事により推薦され、理事会で承認された者

- 2 この法人の社員は、法人代表会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第8条 この法人に入会を希望する法人及び個人会員は、希望する部会ごとに入会申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

ただし、既に部会に所属している法人が他の部会に入会を希望する場合は、理事会の承認は不要とし報告事項とする。

- 2 承認された法人における法人一般会員の入会は、法人代表会員の承認を得なければならない。

(会費)

第9条 会員は、年会費として賛助会費及び個人会費を納めなければならない。

(1) 法人は賛助会費を、部会・特別部会ごとに納入する。

(2) 法人代表会員、法人一般会員及び個人会員は個人会費を、部会・特別部会ごとに納入する。

2 名誉会員、特別会員及び支援会員の会費は免除する。

3 会員以外から選出された会長の会費は免除する。

(会員及び社員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡したとき

(3) 該当年度の会費を納入しないとき

(4) 除名されたとき

2 資格を喪失した会員が社員の場合、同時に社員資格も喪失する。

(退会)

第11条 会員は所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総社員の議決権の3分の2以上の多数による議決により、これを除名することができる。この場合、この会員に対し、その総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名した場合は、会長はその会員に対して、通知しなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が本定款第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

- 第14条 総会は、すべての社員をもって構成し、総会における議決権は社員1名につき、1個とする。
- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第15条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 活動計画及び予算
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (3) 理事及び監事の選任又は解任
 - (4) 理事の報酬の額又はその基準
 - (5) 定款の変更
 - (6) 会費の改定
 - (7) 会員の除名
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項
- 2 総会は、法令で定められた事項を除き、あらかじめ総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(開催)

- 第16条 総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 総会を招集する場合には、会長は、法令の定めるところにより、社員に対して通知を発しなければならない。
- 3 本会は、総会の招集に際し、一般法人法第47条の2の規定による電子提供措置をとるものとする。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が議長に当たることが出来ない場合は、副会長がこれに当たる。

(定足数)

第19条 総会は社員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第20条 総会の決議は、一般法人法又はこの定款で別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使及び書面又は電磁的方法による議決権行使)

第21条 総会に出席できない社員は議決権の行使を委任することができる。

2 理事会において総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法で議決権を行使できることを定めたときは、総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

3 前二項の場合において、議決権の行使を委任した者又は書面又は電磁的方法をもって議決権を行使した者は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び副会長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(総会規則)

第23条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会の決議により、別に定める。

第4章 役員

（役員の設置）

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- （1） 理事 6名以上16名以内
- （2） 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、会長をこの法人の代表理事とする。
- 3 理事のうち、3名を副会長とすることができる。

（役員の選任）

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって法人会員の中から選任する。ただし、会長候補については、会員以外の者から選任することを妨げない。なお、G L P部会、G C P部会、製造販売後部会より各5名以内を理事として選任する。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに本定款第20条の決議を行わなければならない。
- 3 前項の候補者の選出を行うために必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。
- 4 監事は、理事を兼ねることができない。
- 5 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。副会長はG L P部会、G C P部会、製造販売後部会より各1名とする。
- 6 副会長は、部会長を兼任する。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長が、その職務を代行する。
- 4 会長は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 3 監事は、いつでも理事及び事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 理事、監事は連続の再任は妨げない。ただし、連続して再任されることができるのは、3回までとする。
- 4 前項ただし書きの規定にかかわらず、この法人の業務の継続的な運営に必要として理事会の推薦がある場合には、特定の理事について、連続して4回まで選任されることができる。ただし、理事会の推薦は、本定款第35条の規定にかかわらず、全理事の3分の2以上かつ各部会から少なくとも2名の理事が出席する理事会において、本定款第36条1項の規定にかかわらず、全理事の3分の2以上をもって決する。
- 5 期中に補欠選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 6 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員以外から選出された会長については、総会において定める総額の範囲内で報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 3 2 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 業務に関する規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長及び副会長の選任及び解任
 - (5) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 法人の業務の適性を確保するための体制の整備

(招集)

第 3 3 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、通知を発しなければならない。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 3 4 条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

- 2 予期しえぬ事態により会長が欠席する場合は、いずれかの副会長が議長となる。

(定足数)

第 3 5 条 理事会は、理事の過半数かつ各部会から少なくとも 2 名の理事の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 3 6 条 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合にお

いて、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなし、理事会の決議を省略できる。但し、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

（報告の省略）

第 37 条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

（議事録）

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（理事会規則）

第 39 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により、別に定める。

第 6 章 基金

（基金）

第 40 条 この法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条の規定により、基金の拠出を求めることができる。

（基金の拠出者の権利に関する規定）

第 41 条 この法人の基金は、この法人が解散するまで返還しない。

（基金の返還手続き）

第 42 条 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業年度の開始日から定時社員総会開催日までの予算は、理事会の決議により執行することができる。この期間の予算については、前項の収支予算書に含め、総会の承認を得る。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第2号の書類については、承認を得なければならない。

- (1) 事業報告及び附属の明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書

- 2 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令で定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金分配の禁止)

第47条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、変更することができる。

(合併等)

第49条 この法人は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって、他の一般法人上の法人との合併、事業の全部の譲渡をすることができる。

(解散)

第50条 この法人は、法令で定める事由により解散するほか、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって、解散をすることができる。

(残余財産の贈与)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局、部会及び委員会

(事務局)

第52条 この法人を円滑に運営するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の運営は、事務局長が統括する。
- 3 事務局長は、理事会の指示及び支持の下に事務局業務を行う。
- 4 事務局は、会の庶務事項及び会計業務のほか、必要に応じて、会の活動計画の企画・推進及び広報・渉外活動の業務を行う。
- 5 事務局は、部会活動をサポートし、理事会が設置した委員会及びプロジェクトの業務を行う。
- 6 事務局は業務を効率的に行うため、必要に応じて各担当の責任者を置くことができる。

(帳簿及び書類の備置き)

第53条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、備え置くべき期間について法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿

- (3) 計算書類
- (4) 事業報告書
- (5) 監査報告書
- (6) 会計帳簿
- (7) 総会及び理事会の議事録
- (8) その他必要な帳簿及び書類

(部会)

第54条 この法人は、この法人の目的を達成するために以下の部会を置く。

- ・ GLP部会
- ・ GCP部会
- ・ 製造販売後部会

- 2 この法人は、新たな研究会活動を専一に行うために、特別部会を置くことがある。

(委員会)

第55条 この法人の目的を効果的に達成するため、またこの法人の運営を円滑に、かつ、効率よく行うため、理事会の決議により定める規定に基づき、委員会を設けることができる。

- 2 理事会は特定の問題解決のためプロジェクトを置くことができる。
- 3 委員会及びプロジェクトの活動は、理事会に報告し、必要がある場合は、理事会の承認を得る。

第10章 補則

(実施諸規則)

第56条 本定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第57条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

【制定：2014年 3月 6日】

【附則】

1 この規則は、2015年 6月 5日から施行する。

【改定：2015年 6月 5日】

【附則】

1 この規則は、2017年 6月23日から施行する。

【改正：2017年 6月23日】

【附則】

1 この規則は、2018年 6月22日から施行する。

【改正：2018年 6月22日】

【附則】（2020年10月27日）

1 この定款は、2021年 2月 1日から施行する。

【附則】（2022年6月21日）

1 この定款は、2022年 6月21日から施行する。ただし、第17条（招集）3項については、一般法人法が改正される2022年 9月 1日に適用する。

【附則】（2025年6月19日）

1 この定款は、2025年 6月19日から施行する。

【変更：2025年6月19日】